

東京東部低地帯の 大規模水害広域避難推進検討会報告書概要

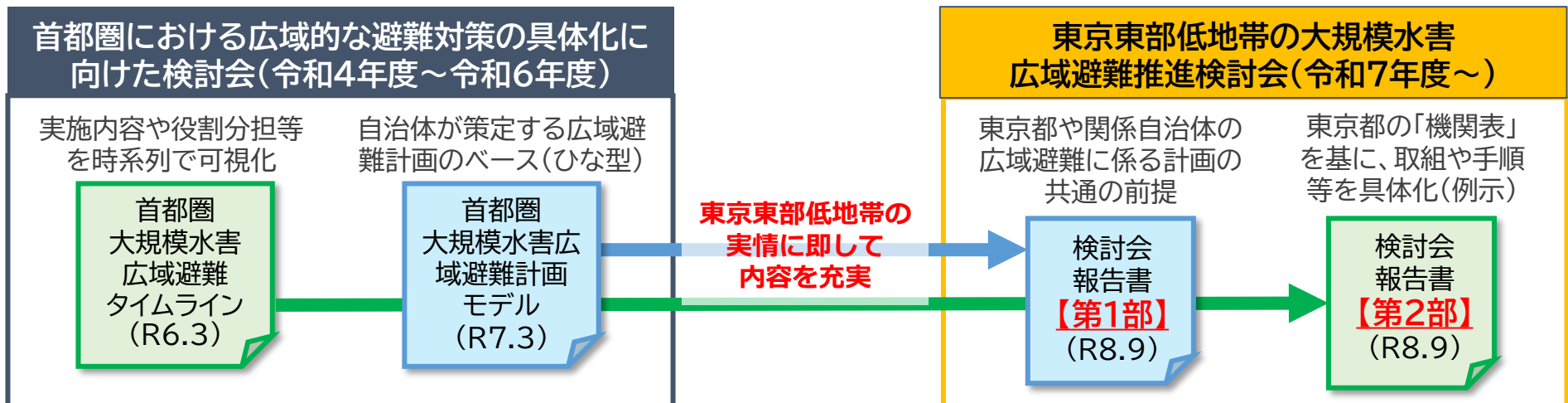
令和8年9月7日(月)

東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会
(第3回)

東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書概要

報告書の内容・構成

- 東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難について、東京都及び関係自治体ごとに**対応の差異が生じないように**、基本的な考え方、役割分担及び情報共有のタイミング等を整理し、広域避難に係る計画の策定・改定に当たっての**共通の前提**となる「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書(以下「報告書」)」をとりまとめ
- 報告書は、【第1部】と【第2部】で構成
- 【第1部】は、「首都圏大規模水害広域避難計画モデル(R7.3)(以下「計画モデル」)」をもとに、東京都、関係自治体及び関係機関等の連携事項を具体化
→東京都と関係自治体等の間の共通の前提を整理し、広域避難に係る適切な計画の策定・改定を促進
- 【第2部】は、「首都圏大規模水害広域避難タイムライン(R6.3)」における東京都の「機関表」をもとに、その取組や手順の案をより具体的に例示
→情報共有のタイミングの明確化及び各主体が同時に実施すべき対応の実務的整理により、東京都及び関係自治体の広域避難計画の実効性を向上



構成

着色部 または 吹き出し：計画モデルからの主な更新箇所等

- 報告書の構成は、「首都圏大規模水害広域避難計画モデル(R7.3)(以下「計画モデル」)」の構成を基本とし、大きな変更は行っていない。
- ただし、広域避難に係る考え方や対応の流れをより理解しやすく整理するために、構成の一部変更や「広域避難に関する情報」「時間軸(フェーズ)」等の項目を新たに設定した。

計画モデル

構成	主な内容
1. 対象とする災害	■ 対象災害(想定する災害事象) ■ 対象地域(対象災害により避難が必要となる地域)
2. 大規模水害時の住民避難の考え方	■ 大規模水害時の住民の避難行動パターン(親戚知人宅等への早期避難を基本とすること等) ■ 避難行動パターン別の避難者数
3. 広域避難先施設	■ 広域避難先施設の運営方法 ■ 広域避難先施設の開設運営計画の作成 ■ 広域避難先施設との協定締結
4. 避難手段・避難誘導	■ 広域避難時の避難手段の考え方 ■ フェーズ毎の避難手段の確保 ■ 避難手段毎の避難誘導の考え方
5. 広域避難に関する情報の発表・発令	■ 広域避難に関する情報の種類と内容 ■ 広域避難に関する情報の発表 ■ 広域避難に関する情報の伝達手段
6. 首都圏大規模水害広域避難タイムライン	■ 広域避難時の具体的なオペレーションの整理
7. 平時の普及啓発	■ 普及啓発のメニュー・手段
参考資料	■ 伝達文例等

検討会報告書

構成	主な内容
1. 対象とする災害	■ 対象災害(想定する災害事象) ■ 対象地域(対象災害により避難が必要となる地域)
2. 大規模水害時の住民避難の考え方	■ 大規模水害時の住民の避難行動パターン(親戚知人宅等への早期避難を基本とすること等) ■ 避難行動パターン別の避難者数 ■ 広域避難に関する情報 ■ 時間軸(フェーズ)の設定
3. 広域避難に関する情報の発信・発令	■ フェーズ毎の広域避難に関する情報の検討・発信内容 ■ 広域避難に関する情報の伝達手段
4. 避難手段・避難誘導	■ 広域避難時の避難手段の考え方 ■ フェーズ毎の避難手段の確保 ■ 避難手段毎の避難誘導の考え方
5. 広域避難先施設	■ 広域避難先施設との協定締結 ■ 広域避難先施設の開設運営計画の作成 ■ 広域避難先施設の開設・運営方法
6. 首都圏大規模水害広域避難タイムライン	■ 広域避難時の具体的なオペレーションの整理
7. 平時の普及啓発	■ 普及啓発のメニュー・手段

構成に追加

構成を変更

1 対象とする災害

着色部 または 吹き出し：計画モデルからの主な更新箇所等

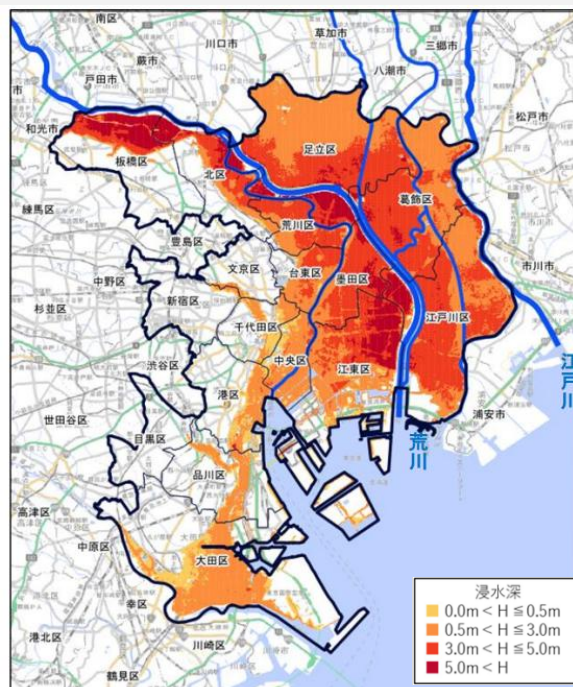
- 計画モデルで示された考え方を東京都低地帯の実情に即して整理し、広域避難を検討する対象災害及び対象地域を具体化した。
- 特に広域避難計画の策定を優先的に進めることが望ましい10区を明示することで、東京東部低地帯における広域避難の優先的な検討対象をより分かりやすくした。

検討会報告書

■ **対象災害**：広範囲・長期間の浸水により、膨大な数の避難者が発生し、自らの自治体内の避難所・避難場所だけでは避難者を収容できず、自治体の行政区域を越える避難(広域避難)が必要となるような規模の水害。

→報告書では、大規模な被害の発生が見込まれる**荒川・江戸川の洪水及び東京湾の高潮(想定最大規模)**を対象。

■ **対象地域**：洪水(荒川・江戸川)と高潮の浸水想定区域(想定最大規模)にかかる17区。このうち、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水継続時間が長いことなどを踏まえ広域避難計画を優先的に策定する必要があると考えられる、10区(中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、板橋区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区)を「広域避難自治体」と想定。



10区を対象として想定することを明記

洪水(荒川・江戸川)と高潮の
浸水想定区域図(想定最大規模)※の重ね合わせ

※荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(H28.5指定)
利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図(H29.7指定)
東京都高潮浸水想定区域図(想定最大規模)(平成30年3月作成)*
*令和6年12月に区域図は改定されているが、本報告書では、上記をもとに住民避難の考え方を設定

2 大規模水害時の住民避難の考え方

着色部 または 吹き出し：計画モデルからの主な更新箇所等

- 計画モデルで示した住民避難の考え方を基に、広域避難に関する情報と避難情報との関係を整理するとともに、住民の避難行動パターンや想定避難者数を明確化した。
- 住民、自治体、交通事業者等による情報共有が重要であることから、共通の認識を得るためにも改めて時間軸(フェーズ)を定義した。
- 鉄道を活用した広域避難対応を円滑に実施するため、鉄道事業者による計画運休時の車両退避・住民避難時間を考慮し、「広域避難を促す情報」の発信時期を計画モデルの24時間前から36時間前へ、「自主的な避難を促す情報」を48時間前から60時間前に見直した。

検討会報告書

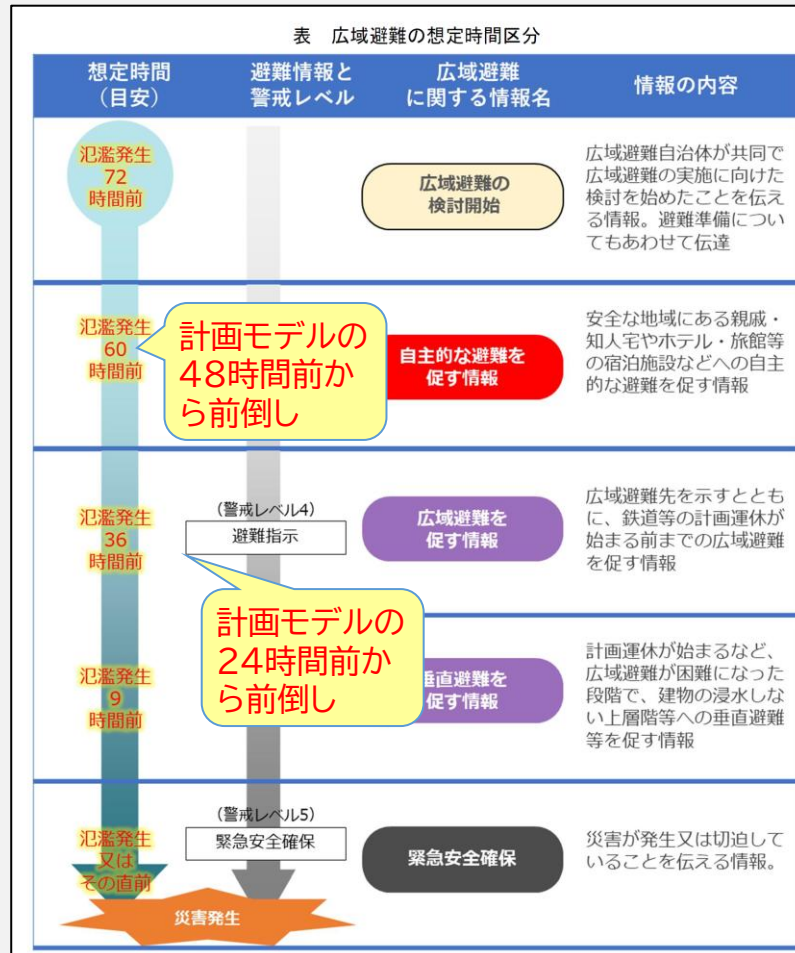
- **住民の避難行動**：自宅等の災害リスクに応じた避難行動パターンを設定。
- **避難行動パターン毎の想定避難者数**：自らの自治体内で行政が用意した避難先への避難者が41万人、自らが確保した避難先への避難者が約154万人、行政が用意した避難先(広域避難先施設)への広域避難者が約74万人。
- **広域避難に関する情報**：「広域避難の検討開始」「自主的な避難を促す情報」「広域避難を促す情報」「垂直避難を促す情報」「緊急安全確保」の5つ。
「自主的な避難を促す情報」は警戒レベル3の「高齢者等避難」、「広域避難を促す情報」は警戒レベル4の「避難指示」の発令と合わせて発信。
「モデル台風」に基づく想定シナリオと、**鉄道計画運休時の車両退避に要する時間を基に発信・発令タイミング(目安)を設定。**
- **時間軸(フェーズの設定)**：時間軸(フェーズ)を設定し、国、東京都、広域避難自治体、各関係機関の役割や行動等を整理。

【時間軸(フェーズ)の設定】

	フェーズ1 △120h→△72h 概ね5日～4日前	フェーズ2 △72h→△48h 概ね3日前	フェーズ3 △48h→△24h 概ね2日前	フェーズ4 △24h→△9h 概ね1日前	フェーズ5 △9h→△0h 発災前
広域避難の検討開始	検討	発信	呼びかけ		
自主的な避難を促す情報		検討	発信	呼びかけ	
広域避難を促す情報			検討	発信	呼びかけ
垂直避難を促す情報				検討	発信
緊急安全確保				検討	発令

検討、発信・発令の時間軸(フェーズ)を明記

【広域避難の想定時間区分】



3 広域避難に関する情報の発信・発令

着色部 または 吹き出し：計画モデルからの主な更新箇所等

- 広域避難の円滑な実施に向け、行政や住民が広域避難に係る共通的な認識を得られるように、フェーズと情報発信のタイミングや情報の位置づけ(法的情報との関係)を明確化した。
- さらに、自治体の円滑な避難情報の発信・発令を支援するために、東京都による助言についても明記した。

検討会報告書

- **フェーズごとの情報の発信・発令**：各フェーズごとに**広域避難自治体が、他の広域避難自治体、政府機関、東京都と連携・共同して発信・発令**。政府機関・東京都は、広域避難自治体による発信・発令に関する周知や混雑緩和の呼びかけ。
- **伝達手段**：機関ごとの手段により伝達(記者会見又はその他の方法、HP、SNS、防災アプリ、東京都災害情報システム(DIS)、緊急速報メール等)。

【フェーズごとの情報の発信・発令に係る対応内容】 ※発信・発令のタイミングは目安

フェーズ	情報区分	広域避難自治体の主な対応	東京都・政府機関の主な対応
フェーズ1→2	広域避難の検討開始	◆ 必要に応じて東京都や他自治体と連携し、発信について検討・協議 ◆ 検討状況、発信日時・手段・内容等を関係機関と共有・調整 ◆ 住民へ情報発信(発災概ね72h前)	◆ 災害救助法に関する情報を共有 ◆ 自治体による情報発信を周知
フェーズ2→3	自主的な避難を促す情報	◆ 必要に応じて東京都や他自治体と連携し、発信について検討・協議 ◆ 検討状況、発信日時・手段・内容等を関係機関と共有・調整 ◆ 必要に応じて東京都へ助言を求める ◆ 警戒レベル3「高齢者等避難」とあわせて情報を発信(発災概ね60h前)	◆ 必要に応じて助言を実施(東京都) ◆ 広域避難自治体による情報発信を周知 ◆ 在宅勤務、休校等による混雑緩和を呼びかけ
フェーズ3→4	広域避難を促す情報	◆ 必要に応じて東京都や他自治体と連携し、発信について検討・協議 ◆ 検討状況、発信日時・手段・内容等を関係機関と共有・調整 ◆ 必要に応じて東京都へ助言を求める ◆ 警戒レベル4「避難指示」とあわせて情報を発信(発災概ね36h前)	◆ 必要に応じて助言を実施(東京都) ◆ 広域避難自治体による情報発信を周知 ◆ 在宅勤務、休校等による混雑緩和を呼びかけ
フェーズ4→5	垂直避難を促す情報	◆ 必要に応じて東京都や他自治体と連携し、発信について検討・協議 ◆ 検討状況、発信日時・手段・内容等を関係機関と共有・調整 ◆ 必要に応じて東京都へ助言を求める ◆ 警戒レベル4「避難指示」の継続とあわせて情報を発信(発災概ね9h前)	◆ 必要に応じて助言を実施(東京都) ◆ 広域避難自治体による情報発信を周知
フェーズ4→5	緊急安全確保	◆ 必要に応じて他自治体と連携し発令について検討・協議 ◆ 発令内容、日時、手段等を関係機関と共有・調整 ◆ 必要に応じて東京都へ助言を求める ◆ 警戒レベル5「緊急安全確保」を発令(必ずしも発令されるものではない)	◆ 必要に応じて助言を実施(東京都) ◆ 広域避難自治体による情報発令を周知

都による助言を追加

4 避難手段・避難誘導

着色部 または 吹き出し：計画モデルからの主な更新箇所等

- 路線バスやタクシーについても、法的な輸送力増強要請が可能であることなどを踏まえ、計画モデルに示される避難手段に追加した。
- また、交通事業者や警視庁との連携のもと、輸送力の確保、駅周辺や道路における避難誘導、出勤抑制・休校等による混雑緩和など、広域避難を実施するための対応内容を具体化した。

検討会報告書

■ **避難手段**：鉄道、貸切バス、自家用車、徒歩の4つを基本とする。輸送力の大きい鉄道が重要な手段となるが、公共交通機関は**計画運休等が実施**されることから、その実施時期を見据えつつ、**貸切バス、自家用車、徒歩等の鉄道以外の手段を活用する必要**がある。

その他の手段として、**路線バスとタクシー**を想定。災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力の増強の要請が可能であり、鉄道の運行状況等を踏まえた要請を検討する。

■ **避難誘導**：鉄道利用者に対する避難誘導は、鉄道事業者や関係機関と連携し、**駅周辺の混雑状況を踏まえた情報提供と避難誘導**を行う。また、**出勤抑制や不要不急の移動自粛**を促し、**駅周辺の混雑回避**を図る。

車両利用者に対する避難誘導は、関係機関と連携して**渋滞や交通規制情報を収集・共有**するとともに、**警察等と協力して避難誘導を実施**する。さらに、**出勤抑制や不要不急の移動自粛を呼びかける**。

【計画モデルからの主な更新点】

主な更新点		更新内容
避難手段	フェーズ別の整理	◆ フェーズ1～4の「要請の可能性の共有・準備」→「要請・輸送準備」→「輸送・誘導」→「輸送完了・運休開始」と、段階的な対応を明確化
	関係機関との役割分担	◆ 東京都、広域避難自治体、政府機関、警察、東京商工会議所、各交通事業者の情報共有・準備・要請・対応の主体を具体化 ◆ 東京都の調整機能(関係機関調整・輸送力確保)を拡充
	輸送力増強の対象	◆ 鉄道に加え、路線バス・タクシーを追加
避難誘導	鉄道利用者への誘導	◆ 駅周辺の混雑情報の提供、警察等と連携した駅周辺の避難誘導を具体化
	車両利用者への誘導	◆ 交差点・橋梁等のボトルネック箇所を対象とした渋滞情報の提供・避難誘導を具体化
	混雑緩和対策	◆ 出勤抑制・休校等による交通需要の抑制を位置付け、避難者以外の不要不急の移動抑制を明確化

その他の手段

路線バス、タクシーを避難手段に追加

【路線バス】

- ・近隣の駅や少し離れたターミナル駅まで等の近距離移動を担う
- ・住民にとって身近で、一定の輸送力を有する

【タクシー】

- ・自家用車による避難と同様の位置づけ。
- ・加えて、タクシーの機動力を活かし、貸切バスと組み合わせた避難者輸送など、地域の事情に応じた活用が考えられる
- ・事故などによる鉄道運休時の代替交通手段としての活用実績がある

※バス事業者、タクシー事業者は、指定地方公共機関に指定されていることから、災害対策基本法第61条の8に基づく輸送力増強の要請が可能

東京都の役割を拡充

5 広域避難先施設

着色部 または 吹き出し：計画モデルからの主な更新箇所等

- 広域避難先施設における避難者の受入れを円滑に実施するため、大規模広域避難先施設、中小規模広域避難先施設の開設・運営に係る基本的な考え方や役割分担を明確化した。
- 特に、これまで多くの意見があった運営職員不足の解消に向け、東京都による運営要員や運営を補助する要員の派遣について明記した。

検討会報告書

- **広域避難先施設の運営**：広域避難先施設の開設要請から、開設、広域避難者の受入、施設運営、閉鎖の各対応について、広域避難自治体、広域避難先施設、東京都、政府機関の役割を整理。広域避難先施設を「複数の広域避難自治体が運営し、東京都が運営支援する大規模な施設（大規模広域避難先施設）」と、「単独の広域避難自治体が運営する中小規模の施設（中小規模広域避難先施設）」の2つに分類し、フェーズごとの対応手順を整理。
- 大規模広域避難先施設では、広域避難自治体のみの運営ではなく、**広域自治体である東京都が、職員や施設運営に係る協力事業者を派遣し、運営を支援する。**中小規模広域避難先施設においても、東京都は**都職員を、運営を補助する要員として配置する。**
- **平時の取組**：東京都と広域避難自治体は施設管理者と調整の上、協定を締結。広域避難自治体は、協定を締結した広域避難先施設の運営方法を具体化するため、開設運営計画を事前に作成する。

【東京都及び広域避難自治体のフェーズ別、施設別の主な対応内容】

【都】東京都 【区】広域避難自治体

	平時 計画・協定	フェーズ1 調整・準備	フェーズ2 開設要請	フェーズ3～5 開設・受入れ・運営	台風通過後 閉鎖
大規模	【都・区】 包括・細目協定締結	【都】施設管理者、協定事業者との情報共有、調整	【都】施設の立地自治体への確認 【都】施設管理者への利用の協力要請 【区】開設の決定	【都・区】運営要員の配置 【都】運営を補助する要員の配置 【都・区】開設情報の公表 【都・区】広域避難者の受入れ 【都・区】施設の運営	【区】利用終了や二次避難の検討 【都・区】閉鎖の決定 【都・区】原状回復
中小規模	【都・区】 包括・細目協定締結 【都・区】 開設運営計画作成 中小規模施設の対応内容を整理	【区】施設管理者との情報共有、調整 【都】総合調整（広域避難自治体の調整に支障が生じた場合）	【区】施設の立地自治体への確認 【区】施設管理者への利用の協力要請 【区】開設の決定 【都】他県、国との調整	【区】運営要員の配置 【都】運営を補助する要員の配置 【都・区】開設情報の公表 【区】広域避難者の受入れ 【区】施設の運営 都からの運営補助要員の追加	【区】利用終了や二次避難の検討 【区】閉鎖の決定 【区】原状回復
			【区】東京都への報告（開設要請状況、開設状況、受入状況、閉鎖）や調整要請		

6 首都圏大規模水害広域避難タイムライン

- 計画モデルに記載されている内容に大きな変更はないが、タイムラインについては訓練等を通じて継続的にブラッシュアップを実施している。

検討会報告書

- **目的**: 「広域避難」は避難までのリードタイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたるが、災害時に円滑なオペレーションを実施するため、全ての機関が「共通認識」のもと、各々が実施する対応・行動について「**タイミング**」「**内容**」を共有
- **構成**: 全体を俯瞰する「**総括表**」、関係機関間の連携を確認する「**連携表**」、各機関の詳細な行動を確認する「**機関表**」
- **ブラッシュアップ**: 訓練等での検証を通じてブラッシュアップ

総括表
(総括タイムライン)
< 1 種類 >

- 全体像を俯瞰的にわかるように1枚で示したタイムライン
- 広域避難時のオペレーションの全体の流れを把握するために活用

連携表
(関係機関連携タイムライン)
< 2 種類 >

- 関係機関の全ての取組事項と各々のつながりを確認できるタイムライン
- 平時や災害時において、関係機関間で実施する詳細な内容を確認するために活用

機関表
(主体別タイムライン)
< 2 種類 × 主体別 >

- 関係機関の主体毎に実施する内容を示したタイムライン
- 各機関が、平時からの取組や、災害時の行動をより詳細に確認するために活用

7 平時の普及啓発

- 計画モデルに記載されている内容に大きな変更はないが、継続的に各普及啓発を実施するとともに、新たな手段等を検討(広域避難に特化したマイ・タイムライン等を検討中)をしている。

検討会報告書

- **概要** 国、東京都及び広域避難自治体は、広域避難に係る関係機関と連携し、対象地域の住民に対し、大規模水害時の広域避難に関する普及啓発を実施

■ 普及啓発手段の例

- 我が家の水害リスク診断書(東京都・江東5区)
- 東京マイ・タイムライン(東京都)
- マイ・タイムラインリーダーの育成
- 川の防災情報、キキクル(国土交通省・気象庁)
- ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ
- 防災セミナー、防災シンポジウム
- 防災訓練、出前講座、講習会
- 広報誌、ホームページ、SNS、防災アプリ
- デジタルサイネージの活用



東京マイ・タイムライン(東京都)

管理番号 東京都、江東5区

我が家の水害リスク診断書

〒 050-0000 江東5区〇〇-丁8番9号 東京 江東 区

1. 水害リスク診断結果

ご自宅の住所 江東5区〇〇-丁8番9号

水害リスク診断結果 **ご自宅の地域には水害リスクがあります。**

主な水害リスク	荒川の洪水	江戸川の洪水	高潮
①浸水の深さ	5.5 m	3.0 m	3.3 m
②浸水継続期間	20日間	4日間	6日間
③避難の決断等により家屋倒壊・流出のおそれのある地域に該当	該当する	該当しない	

※1 主な水害リスクは、堤防決壊等により最も被害が大きい場合を想定しています。
 ※2 ①の浸水の深さは、堤防から支線までの測定です。
 ※3 ②の浸水継続期間は、浸水の深さが50cmを超えて5日間以上続く場合、程度50cmを下回るまでにかからず記載です。

2. 水害リスク診断結果を踏まえた推奨されるあなたの行動

【①浸水の深さ】で、自宅に浸水せずに安全を確保できる範囲が

↓あり

【②浸水継続期間】の短、自宅や通常の生活(食料・トイレ・洗濯等)ができる

↓できる

【③避難の決断等により家屋倒壊・流出のおそれのある地域に】

↓該当しない

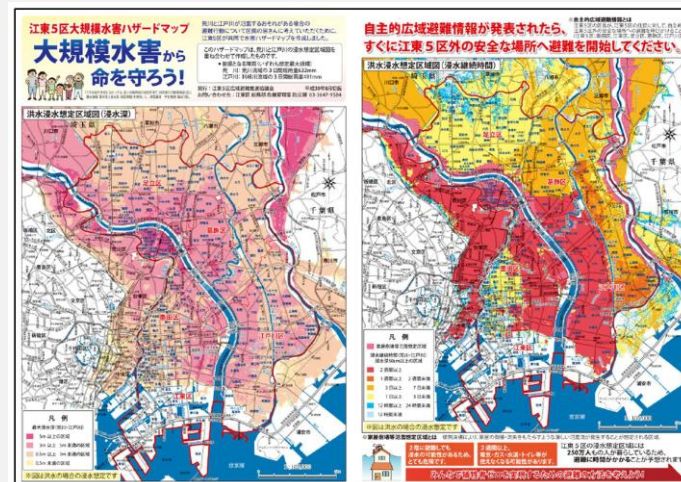
自宅避難(在宅避難)も可能
日頃から多くの水や食料等の十分な備蓄が必要です。
⇒右側の「ポイント2」を参照

自宅の外への避難が必要！
以下のことを事前に決めておきましょう。

○避難先 ○避難のタイミング

避難先：近所・友人宅 駅・公共施設 など

大規模な水害発生のおそれがある場合、区内の避難所も浸水することがあるため、広域避難(遠くへ)への避難等が必要になります。
⇒右側の「ポイント1」を参照

我が家の水害リスク診断書
(東京都・江東5区)江東5区大規模水害
ハザードマップ(江東5区)

■全体像

➤ 第2部は、東京都が実施する「広域避難に関する情報の発信強化」、「鉄道等の避難手段の確保」、「広域避難先施設の開設・運営」などの対応について、都の「機関表」を基に、その取組や手順の案をより具体的に例示(次頁以降参照)。

- ・発災120時間前から関係機関と連携し、住民の広域避難対応を計画的に実施
- ・発災48時間前から鉄道の計画運休が始まる24時間前までに、鉄道輸送力増強や出勤抑制・休校要請を実施
- ・36時間前から広域避難先施設を開設し、避難者を受け入れ(24時間前までに広域避難を完了)

	フェーズ1	フェーズ2		フェーズ3		フェーズ4	フェーズ5	
	120時間～ 72時間前	72時間～ 60時間前	60時間～ 48時間前	48時間～ 36時間前	36時間～ 24時間前	24時間～ 9時間前	9時間前～ 発災	発災
3.1 情報発信		●広域避難の 検討開始 を発信（区）	●自主的な避難を 促す情報を発信 （区）		●広域避難を促す 情報を発信（区）		●垂直避難を促す 情報を発信（区）	●緊急安全確保 を発令（区）
		●区の情報発信内容、鉄道計画運休の見通し、広域避難先施設の開設状況等を広く都民に周知するとともに、不要不急の外出 や出勤の抑制を呼びかけ（都）						
3.2 避難手段	●鉄道計画運休の 検討開始 （鉄道事業者）		●鉄道計画運休の 可能性を発表 （鉄道事業者）		●鉄道計画運休の 実施予定を発表 （鉄道事業者）	●鉄道計画運休 （鉄道事業者）		
	●出勤抑制・休校を 検討（企業・区等）		●輸送力増強の 要請（都）	●輸送力増強の実施（鉄道事業者）		●出勤抑制・休校 （企業・区等）		
3.3 広域避難先	●広域避難先 施設の提供 要請予告 （都・区）	●広域避難先 施設の提供 要請（都・区）		●広域避難先 施設の開設 準備（都・区）	●広域避難先施設の開設運営（都・区）			
	●施設提供 可否等の検討 （施設管理者）	●提供要請の受諾 （施設管理者）			●広域避難者 の受入			
					●施設の提供・避難者 受入の対応補助 （施設管理者）			

10

■東京都の対応案（例示）

3.1 広域避難に係る情報の発信等

- 広域避難に関する情報を適時・適切に発信するため、東京都と広域避難自治体との情報共有や発信・発令内容の調整方法について具体的な手順を整理した。
- 特に、各フェーズにおける発信内容や関係機関の役割を明確化するとともに、想定タイムラインや報道発表スライド等をあらかじめ作成・準備することで、発災時に迅速かつ円滑な情報発信ができるようにした。

【第2部における主な具体化事項】

フェーズ	項目	第2部で具体化した主な内容・手順等
平時	3.1.1: 情報発信に向けた事前調整等	・情報共有体制の構築、「 想定タイムライン(案) (巻末資料②掲載)」の作成 ・発信する情報ごとの「 報道発表スライド(案) (巻末資料①掲載)」「発言骨子(案)」「想定質問・回答(案)」「HP掲載文(案)」「X掲載文(案)」等の事前作成 等
フェーズ1	3.1.2: 災害即応対策本部等の設置 3.1.3: 「広域避難の検討開始」の発信に向けた情報共有等	・災害即応対策本部、警視庁・消防庁連絡室、災害対策本部の設置 ・広域避難自治体からの依頼に応じた 庁内会議へのWEB参加及び会議結果の共有 ・氾濫発生想定日時等を反映した「 今次台風の想定タイムライン 」の作成・更新・共有 ・災害救助法の おそれ段階の適用 、避難先施設の開設状況・避難状況・主要駅の混雑状況等の共有 等
フェーズ2	3.1.4: 「広域避難の検討開始」の情報発信等 3.1.5: 「自主的な避難を促す情報」の発信に向けた情報共有等 3.1.6: 「自主的な避難を促す情報」の発信	・ 区長説明・区長記者会見 の日時、発信内容、発言骨子等の共有 ・「自主的な避難を促す情報」の発信判断・予定日時等の共有並びに 東京都による発信準備 ・広域避難自治体の 発信結果 (区長記者会見資料・プレスリリース、Lアラート、緊急速報メール等)の共有・確認 ※以降のフェーズも適宜 ・広域避難自治体の発信を受けた、 東京都による会見及びHP・SNS等での発信 ※以降のフェーズも適宜 等
フェーズ3	3.1.7: 「広域避難を促す情報」の発信に向けた情報共有等 3.1.8: 「広域避難を促す情報」の発信	・「広域避難を促す情報」の発信判断・予定日時等の共有並びに 東京都による発信準備 等
フェーズ4	3.1.9: 「垂直避難を促す情報」・「緊急安全確保」の発信に向けた情報共有等	・「垂直避難を促す情報」の発信判断・予定日時等の共有並びに 東京都による発信準備 ・高潮・荒川の防災気象情報を踏まえた「緊急安全確保」の発令に係る東京都の情報発信準備 等
フェーズ5	3.1.10: 「垂直避難を促す情報」の発信 3.1.11: 「緊急安全確保」の発信	・河川管理者等から共有された氾濫発生のおそれを含む 水位情報の災害対策本部への報告 ・広域避難自治体の発信・発令を受けた、 東京都による知事記者会見等及びHP・SNSでの発信 ・ペット同行可能な避難場所の開設状況に関する環境省への情報共有 等

■東京都の対応案（例示）

3.2 避難手段の確保・避難誘導等

- 広域避難時に大量の避難者を安全かつ円滑に輸送するため、鉄道、バス、タクシー等を活用した避難手段確保の考え方を整理した。
- 特に、交通事業者や警視庁との調整事項を明確化するとともに、災害対策基本法に基づく輸送力増強要請並びに混雑緩和、避難誘導等の対応手順を具体化し、広域避難の実効性向上を図った。

【第2部における主な具体化事項】

フェーズ	項目	第2部で具体化した主な内容・手順等
平時	3.2.1:避難手段の確保等に向けた事前調整	・鉄道事業者との<u>計画運休・輸送力増強</u>に係る事前調整 ・バス(貸切バス・路線バス)・タクシー事業者との<u>輸送力確保に係る事前調整</u> ・警視庁との<u>主要駅・交差点等における避難誘導</u>に係る事前調整 等 ・東京商工会議所との連携(<u>出勤抑制</u>)、都・広域避難自治体との連携(<u>休校</u>) 等
フェーズ1	3.2.2:各機関との情報共有等 3.2.3:「輸送力増強」の要請に向けた情報共有等	・鉄道、路線バスの<u>計画運休の検討状況</u>を共有 ・警視庁、東京商工会議所への情報共有 ・輸送力増強要請の可能性を鉄道、バス、タクシー事業者へ共有 等
フェーズ2	3.2.4:各機関との情報共有等 3.2.5:「輸送力増強」の要請等	・鉄道・路線バスの計画運休の可能性公表に関する情報共有 ・指定公共機関等への<u>輸送力増強要請</u> ・警視庁への避難誘導要請の可能性を共有 ・東京商工会議所への出勤抑制要請の可能性を共有 等
フェーズ3	3.2.6:各機関との情報共有等 3.2.7:「輸送力増強」の要請等	・鉄道・路線バスの計画運休(確定)に関する情報共有 ・警視庁への<u>避難誘導要請</u> ・東京商工会議所への<u>出勤抑制要請</u> ・都関係部局等への<u>出勤抑制・休校等の要請依頼</u> 等
フェーズ4	3.2.8:各機関との情報共有等	・鉄道事業者から<u>計画運休実施状況、駅・車両の混雑状況</u>の共有 ・道路管理者から<u>主要避難経路、渋滞、通行止め情報</u>の共有 等
フェーズ5	3.2.9:各機関との情報共有等	・鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、警視庁、東京商工会議所へ<u>発災のおそれが更に高まっていることを共有</u> ・<u>浸水想定区域外等への退避</u>を促進 等

■東京都の対応案（例示）

3.3 広域避難先施設の開設・運営等

- 広域避難先施設における避難者の円滑な受入れに向け、施設管理者、広域避難自治体及び東京都の役割分担や連携方法を整理した。
- 特に、施設の開設準備から運営、閉鎖までの対応の流れを明確化するとともに、東京都による運営支援や運営補助要員の確保等の考え方を整理し、実際の施設運営を見据えた内容に充実を図った。

【第2部における主な具体化事項】

フェーズ	項目	第2部で具体化した主な内容・手順等
平時	3.3.1:広域避難先施設の確保・運営の事前調整等	・広域避難先施設の確保及び広域避難自治体への割当て ・施設管理者、運営協力事業者との協定・開設運営計画の作成 ・運営補助要員の確保及び訓練の実施 等
フェーズ1	3.3.2:大規模広域避難先施設の開設・運営に向けた情報共有等 3.3.3:広域避難先施設の開設状況等の発信に向けた情報共有等	・施設管理者、運営協力事業者、立地自治体との情報共有 ・施設管理者への施設提供要請の可能性、運営協力事業者への要員確保要請の可能性を共有 ・中小規模広域避難先施設の開設準備状況の共有 ・運営補助要員について、都各局へ確保を要請 等
フェーズ2	3.3.4:大規模広域避難先施設の開設準備 3.3.5:広域避難先施設の開設・混雑状況の発信準備	・施設管理者への施設提供要請及び広域避難先施設確保に係る調整 ・東京都による運営要員、運営補助要員、運営協力事業者の配置準備 ・施設開設状況の公表に向けた準備及び情報発信体制の構築 等
フェーズ3	3.3.6:大規模広域避難先施設の開設・避難者受入れ（開始） 3.3.7:広域避難先施設の開設状況の発信（開始）	・東京都要員、運営補助要員、運営協力事業者を配置 ・広域避難先運営本部の設置及び共同運営 ・避難者受入れ、誘導、物資管理等を支援 ・施設開設状況及び避難者情報をDISへ入力、HP等で公表 等
フェーズ4	3.3.8:大規模広域避難先施設における避難者の受入れ（継続） 3.3.9:広域避難先施設の開設状況等の発信（継続）	・大規模広域避難先施設の運営支援及び避難者受入れ支援を継続 ・広域避難先施設の開設状況、避難者情報をDISで更新 ・国（内閣府）への施設開設状況及び避難者数の共有 等
フェーズ5	3.3.10:大規模広域避難先施設での避難者受入れ（継続） 3.3.11:広域避難先施設の混雑状況等の発信（継続）	・大規模広域避難先施設の運営支援及び避難者受入れ支援を継続 ・広域避難先施設の開設状況、避難者情報をDISで更新 ・広域避難先施設の開設状況及び避難者情報を継続的に更新・公表 等
発災後	3.3.12:大規模広域避難先施設の閉鎖	・二次避難の調整及び避難者の移送支援 ・大規模広域避難先施設の閉鎖判断及び原状回復・閉鎖状況をDISへ入力し共有 等

巻末資料①

報道発表スライド（案）

- 広域避難に関する情報を住民へ迅速かつ的確に発信できるよう、各フェーズにおける報道発表スライド(案)を作成した。
- 広域避難に関する情報は住民の避難行動に大きく影響することから、発災時に新たに資料を作成するのではなく、発信内容や資料構成等をあらかじめ整理・準備することで、迅速かつ統一的な情報発信につながる内容とした。

本スライドの位置づけ

- 各区の「広域避難情報」を、都が報道発表等で更に周知することで発信強化
- 「必要なことが伝わりやすい」よう、あらかじめ本スライドを作成

想定される報道発表の方法

- ✓本部会議での発表 ✓知事コメント ✓担当者記者レク
- ✓職員の記者会見 ✓ぶら下がり知事コメント ✓知事記者会見

フェーズごとの発信方法（案）

- フェーズ1(広域避難の検討開始):本部会議+知事コメント+担当者記者レク
- フェーズ2(自主的な避難を促す情報):
本部会議+知事コメント+担当者記者レク、又は本部会議+ぶら下がり
- フェーズ3(広域避難を促す情報):知事又は職員の記者会見
- フェーズ4(垂直避難を促す情報):知事又は職員の記者会見
- フェーズ5(緊急安全確保※必ず発令されるとは限らない):
担当者記者レク又は知事コメント

個別避難計画・避難確保計画等に
基づく避難についても呼びかけ

東京都報道発表

東京東部低地帯の避難に関する情報

広域避難の
検討開始

自主的な
避難を
促す情報

広域避難を
促す情報

垂直避難を
促す情報

緊急安全確保

- 高齢者等の避難に時間がかかる方は、危険な場所から避難
- 早めの避難が望ましい場所に居住の方は、自主的に避難
- 個別避難計画・避難確保計画等に基づく避難を開始

巻末資料②

想定タイムライン（案）

- 広域避難では、多くの関係機関が限られた時間の中で連携して対応する必要があることから、発災前から発災までの対応を時系列で整理した想定タイムライン(案)を作成した。
- 第1部で整理した時間軸(フェーズ)や第2部で整理した対応手順を踏まえ、関係機関ごとの実施事項や調整事項を一覧化することで、発災時における共通認識の形成や円滑な意思決定につなげる内容とした。

■「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会報告書」
想定タイムライン(会議・情報共有・情報発信等の想定時刻)＜高潮想定＞

想定ゼロアワー入力欄					
2026/10/12 22:00					
基本パターン(発災22時)					
			広域避難自治体	東京都	鉄道事業者
「広域避難を促す情報」の発信	- 24 h	2026/10/11 22:00	○-9hの車両退避完了まで15時間かかる想定で-24hに計画運休開始と想定 ○実際には、終電で運行が終了となり、翌日始発から計画運休開始となる可能性がある		計画運休開始【16】
	- 23 h	2026/10/11 23:00			車両退避/乗務員避難
	- 22 h	2026/10/12 0:00			車両退避/乗務員避難
	- 21 h	2026/10/12 1:00			車両退避/乗務員避難
	- 20 h	2026/10/12 2:00			車両退避/乗務員避難
	- 19 h	2026/10/12 3:00			車両退避/乗務員避難
	- 18 h	2026/10/12 4:00			車両退避/乗務員避難
	- 17 h	2026/10/12 5:00			車両退避/乗務員避難
	- 16 h	2026/10/12 6:00			車両退避/乗務員避難
	- 15 h	2026/10/12 7:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断 (庁内会議)		車両退避/乗務員避難
	- 14 h	2026/10/12 8:00	情報共有		車両退避/乗務員避難
	- 13 h	2026/10/12 9:00			車両退避/乗務員避難
- 12 h	2026/10/12 10:00	「垂直避難を促す情報」の発信の判断		車両退避/乗務員避難	